

第 10 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた 各種調査等の実施について

1. 目 的

第 10 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者の生活実態の把握や、介護サービス事業所の運営状況などを把握するための調査を実施するもの。

2. 根 拠

(1) 老人福祉法第 20 条の 8

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」

(2) 介護保険法第 117 条第 5 項

「市町村は、…（略）…当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。」

3. 概 要

(1) 市民向け調査

名称	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	利用者・活動者 グループインタビュー
対象者	在宅の 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 の者を除く。）	在宅の要支援・要介護認定者及び主介護者（更新・区分変更申請に伴う認定調査を受ける者に限る。）	介護予防活動団体や介護保険サービス利用者（介護予防活動団体、単位老人クラブ等）
サンプル数	5,000 人程度	600 件程度	5 団体程度 (1 団体 5～10 人程度)
実施方法	郵送による調査票配布・回収	認定調査の機会に調査員が聞き取りを行う	活動場所やサービス提供事業所にて、グループインタビューを実施
調査内容	▽設問数 80 問程度 ▽設問内容 ・運動器の機能低下 ・低栄養の傾向 ・口腔機能の低下 ・閉じこもり傾向 ・認知機能の低下 ・ボランティア等への参加頻度 ・たすけあいの状況 ・地域づくりの場への参加意向 ・認知症にかかる相談窓口の認知度 など ▽備考 ・国の示す調査項目 ・市独自項目一部追加	▽設問数 30 問程度 ▽設問内容 ・家族等の介護の有無 ・施設入所の検討状況 ・家族等介護者が不安に感じる介護 など ▽備考 ・国の示す調査項目	▽設問数 3～5 問程度 ▽設問内容 ・活動のきっかけ ・活動の状況 ・活動継続のために必要なこと ・生活するうえでの困りごと ・今後必要と考えられる事業・施策 など
調査期間	令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月 ～令和 8 年 1 月	令和 8 年 1 月

(2) 介護サービス事業所向け調査

名称	居所変更実態調査	介護サービス事業所調査	(参考) 在宅生活改善調査
対象者	市内の施設系サービス事業所・高齢者向け住宅	市内の全ての介護サービス事業所	市内の居宅介護支援事業所（小規模多機能・看護小規模多機能含む）
サンプル数	180 事業所程度	700 事業所程度	150 事業所程度
実施方法	メールによる調査票配布・回収	メールによる調査票配布・回収	メールによる調査票配布・回収 ※調査は福岡県が実施
調査内容	▽設問数 15 問程度 ▽設問内容 ・定員、入所者数 ・待機者数 ・入所者の介護度 ・医療措置の必要人数 ・過去 1 年の入所者数 ・入所前の居所 ・過去 1 年の退所者数 ・退所後の居所 ・退所理由 など ▽備考 国の示す調査項目	▽設問数 40 問程度 ▽設問内容 ・事業所の基本情報 ・収支の状況 ・従業員の採用、定着状況 ・外国籍従業者、介護助手の活用状況 ・ICT・介護ロボットの活用状況 ・医療、介護、障害者福祉の連携 ・防災、感染症対策等 ・その他意見 など ▽備考 市独自の調査項目	▽設問数 20 問程度 ▽設問内容 ・事業所のケアマネ数 ・居所変更者と理由 ・利用者の世帯形態 ・在宅生活困難理由 ・在宅生活の継続に必要なサービス ・家族介護者の就労継続状況 など ▽備考 ・国の示す調査項目
調査期間	令和 7 年 12 月	令和 7 年 12 月	令和 7 年 8 月から 9 月 実施済み